

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年7月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300079号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300018号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年1月18日は36万6,000円、令和2年1月17日は37万6,000円に訂正することが必要である。

平成31年1月18日及び令和2年1月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年1月18日及び令和2年1月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年1月18日
② 令和2年1月17日

請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び事業主から提出された賞与明細一覧表により、請求者は請求期間①に36万6,000円、請求期間②に37万6,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成31年1月18日及び令和2年1月17日に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和5年3月28日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成31年1月18日及び令和2年1月17日に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300080号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300019号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和2年1月17日は29万円、令和3年1月16日は21万3,000円に訂正することが必要である。

令和2年1月17日及び令和3年1月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年1月17日及び令和3年1月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年1月17日
② 令和3年1月16日

請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び事業主から提出された賞与明細一覧表により、請求者は請求期間①に29万円、請求期間②に21万3,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の令和2年1月17日及び令和3年1月16日に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和5年3月28日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年1月17日及び令和3年1月16日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300081号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年1月18日は24万9,000円、令和2年1月17日は25万4,000円、令和3年1月16日は18万6,000円に訂正することが必要である。

平成31年1月18日、令和2年1月17日及び令和3年1月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年1月18日、令和2年1月17日及び令和3年1月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年1月18日
② 令和2年1月17日
③ 令和3年1月16日

請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)及び事業主から提出された賞与明細一覧表により、請求者は請求期間①に24万9,000円、請求期間②に25万4,000円、請求期間③に18万6,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成31年1月18日、令和2年1月17日及び令和3年1月16日に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和5年3月28日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを

認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 31 年 1 月 18 日、令和 2 年 1 月 17 日及び令和 3 年 1 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。